

～ ここが変わります ～

【規約】

- ① 規約の改正方法について、規約の17条・19条と35条と複数個所に記載があるので、整理します。
※内容に変更はありません。
- ② 災害及び感染症等の発生により、規約に定めるとおりの活動や運用が困難な場合に、柔軟な対応ができるよう新たに条文を追加します。

①の変更について

35条の内容を19条に追加します。

『ただし、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。』

②の変更について

35条として、次の条文を追加します。

『災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動（総会、委員選出を含む）が困難な場合は、本規約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱いができることとする。但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。』

次のとおり、香里小学校PTA規約を改正します。（変更箇所には下線を引いています。）

改正後	改正前
<p>第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。<u>ただし、規約の改正については、出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。</u></p> <p>第12章 災害等の発生時【新規追加】</p> <p><u>第35条 災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動（総会、委員選出を含む）が困難な場合は、本規約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱いができることとする。但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。</u></p> <p>第36条 本規約は、1948(昭和23)年より施行する。 (省略) 2020(令和2)年3月4日一部改正する。 <u>2020(令和2)年7月29日一部改正する。</u></p>	<p>第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>第12章 改正</p> <p>第35条 <u>規約は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。</u></p> <p>第36条 本規約は、1948(昭和23)年より施行する。 (省略) 2020(令和2)年3月4日一部改正する。 <u>[追加]</u></p>

※上記の改正は、令和2年度PTA予算総会（書面決議）第三号議案において、承認されています。